

「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」改正案に対する  
意見募集結果について

平成26年6月4日  
経済産業省  
商務情報政策局  
商務流通保安グループ  
商取引監督課

「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」改正案について、意見の募集を  
させていただきましたところ、以下のとおり御意見をいただきました。

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成26年2月26日（水）～平成26年3月27日（木）

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、経済産業省HP

(3) 意見提出方法

Web ページ、電子メール、ファクシミリ、郵送

2. 意見募集の結果

意見提出数 11件

3. 御意見の内容及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

4. 本件に関するお問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ商取引監督課

電話：03—3501—2302

以上

番号	条項	質問	回答
1	Ⅱ-2-1-1	<p>違反があった場合の措置等を社内規則等に定めておく対象として、「法令等遵守に関して」とされているが、この場合の「等」とは何か確認したい。</p> <p>&lt;理由&gt; 社内規則を定めておくべき対象を明確にしたい。</p>	<p>ここにいう「法令等」とは、割賦販売法及び関係政省令のみならず、平成21年9月15日付「割賦販売法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」、平成19年6月19日付「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)(以下「平成19年政府指針」という。)をはじめとする信用購入あっせん業者において遵守すべき政府による指針、信用購入あっせん業者による社内規則・マニュアルを含む。今回の改正は、このことを明確化するため、「等」を追記するものである。</p>
2	Ⅱ-2-1-2 Ⅲ-4-1-2-2 Ⅲ-5-1-2-2	<p>従来の監督方針では、反社による被害の防止は実施されることが望ましい事項(◇)とされていたが、今回の改正案では、◇ではなくⅡ-2-1-2は義務的事項として規定された。</p> <p>しかし、割賦販売法上の根拠が明確でないので、根拠となる条文を明確にされたい。</p> <p>&lt;理由&gt; 割賦販売法の目的は、「取引の公正の確保」や「購入者等の損害の防止」等により、「割賦販売等に係る取引の健全な発達」と「購入者等の利益の保護」等を図ることとされ、これに対応して開業規制、行為規制や民事ルールが定められているが、反社による被害の防止や反社の排除については具体的な規定が定められているわけではない。</p> <p>平成19年政府指針により、反社による被害の防止のために企業の社会的責任として求められている内容を、各企業として取り組んでいることは当然としても、割賦販売法上の処分の対象となる義務的行為に当たるということであれば、明確な根拠が示されるべきと考えるためである。(社会的責任として求められる事項と法令上の義務として求められることは当然ながら別である。)</p> <p>とりわけ、Ⅱ-2-1-2によれば、新規契約時等において反社に関する情報等(以下「反社DB」)でのチェックを事実上義務付けるものと解されるが、これは平成19年政府指針が企業に求めている内容を上回るものと考えられるうえ、現状においては質問3に記すように、割賦販売法の目的の一つである購入者等の利益の保護に欠ける事態を生じかねない。いわば事業者としては二律背反にも似た状態に陥りかねないため、割賦販売法上の義務がどこまで及んでいるのかも確認する必要がある。</p>	<p>割賦販売法第33条の2第1項第10号及び同法第35条の3の26第1項第9号が根拠となる条文である。その理由は以下のとおり。</p> <p>&lt;理由&gt; 登録事業者は、割賦販売法第33条の2第1項第10号及び同法第35条の3の26第1項第9号に規定する「信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するために必要なものとして経済産業省令で定める体制」を整備することが求められる。</p> <p>この体制については、割賦販売法施行規則第66条第1項第3号及び第4号並びに同規則第101条第1項第3号及び第4号に定めがあり、「信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること」及び「法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制」を整備することを求めている。</p> <p>割賦販売法及び関係政省令には、事前審査・事後検証において反社会的勢力排除を求める明示的な規定はないが、平成19年政府指針により、企業が反社会的勢力との関係遮断に努めるべきことが明確化されている。</p> <p>「割賦販売等に係る取引の公正の確保」という割賦販売法の目的に鑑みると、登録事業者は、反社会的勢力との関係遮断の要請を受け、前述の「信用購入あっせんの公正かつ適確な実施を確保するため十分な社内規則等を定めていること」及び「法若しくは法の規定に基づく命令又は社内規則等を遵守するために必要な体制」に係る措置をとることを要すると考えられる。</p> <p>なお本改正は、登録事業者が反社会的勢力排除に取り組むことが、割賦販売法上の要請でもあることを明確化するものである。</p>

3	<p>Ⅱ-2-1-2 Ⅲ-4-1-2-2 Ⅲ-5-1-2-2</p>	<p>Ⅱ-2-1-2により、反社 DB を活用し「適切な事前審査」を行うこと等を求めている。現状において、これを検査等により各社に徹底させた場合、生活必需品をはじめ、店頭現場での混乱や、反社でないにもかかわらず反社 DB に該当したために与信を拒否される申込者等が多数生じ、消費者保護に欠ける事態が予想される。また、反社 DB に該当した後の暴追センターや警察への該当性確認については、暴追センターや警察側の対応能力にも限界があると考えられる。このような段階で、「適切な事前審査」ということで、少額生活必需品等も含め、実質上契約の全件について反社 DB へのチェックを義務付けることは、適切でないと考えられる。</p> <p>この点に留意し、上記のような混乱や消費者保護に欠ける事態を招かないよう、指針を改めるか、それができない場合には、検査等の運用上最大限の配慮を行うこととし、その旨を明らかにされたい。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>Ⅱ-2-1-2においては、新規契約時における反社 DB でのチェックを事実上義務付けるものと解されるが、これは平成19年政府指針が企業に求めている内容を上回るものと考えられる。</p> <p>そのこと自体の妥当性を別としても、実務上大きな問題がある。全国暴追センターの反社 DB であっても、現状において生年月日による特定ができないなど極めてあいまいなものに留まっており、「適切な事前審査」を義務付けることとした場合、仮にそれが全件チェックを求めるということであれば、とりわけ、店頭での生活必需品の個別クレジットなどにおいて問題が生じる可能性が高い。短時間で与信の可否の判断が求められることや、反社 DB に該当した申込者等と契約する場合にはその後暴追センター等への該当チェックを行うことが求められるという負担が伴うこと等を考慮し、反社 DB に該当した申込者については、たとえ同姓同名の別人が含まれるとしても、一律に与信拒否を行う事業者が多くなるものと想定される。販売店の店頭での対応においても、与信の総合判断でクレジット会社により拒否されたという説明で納得される申込者の場合は問題ないとしても、信用状態の点で何ら問題ない申込者の場合は、与信の総合判断と言われても納得せず、販売現場で混乱が生じたり、反社非該当の消費者にまで迷惑をかけることが懸念される。</p> <p>このため、反社 DB のチェックを事実上義務付</p>	<p>事前審査については、全契約について反社 DB へのチェックを行うことを前提とするものであり、それがたとえ少額生活必需品であっても、そのことのみを理由として反社 DB の対象外とすることはできない。</p> <p>一方、改正案のⅡ-2-1-2 (3) ①において、「適切な事前審査」の実施を求めるとともに、同③において、「事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合には... 可能な限り速やかに関係を解消」することを求めている。事前審査において、利用者が反社会的勢力に該当する疑いが生じたことをもって、一律に契約を謝絶することまでは求めている。</p> <p>なお、検査等については、個別の案件に即して行政が判断していくこととなるため、その運用について、一般的にお答えすることは困難である。</p>
---	--	--	--

		<p>けるとすれば、質問2の法令上の根拠が明確であることを前提としたうえで、反社 DB の精度が一般消費者に大きな迷惑をかけないことが確信できる時期まで施行を延ばすか、あるいは反社への利益提供になる蓋然性が高いと解される取引に限定すべきと考える。</p> <p>なお、生活必需品のうち、とりわけ携帯電話の個別クレジットについては、通信役務についての電気通信事業法上の特別な位置づけもあり、現金販売の場合との取扱いの差が、反社排除という要請の観点から、どこまで納得感が得られるのか、関係省庁で整合的な考え方を示されることが望ましい。</p>	
4	II-2-1-2(2) ①	<p>ここにいう「反社会的勢力に該当しない旨の情報」とは、自社で審査した対象のうち、一時的に反社会的勢力であると疑いを持ったが、警察・暴力追放運動推進センターなどの確定的な情報によって、反社会的勢力に該当しないと判明した者の情報のことと思われるが、この情報は、あくまでも照会時点の情報に該当しなかった者であり、これをもって新たな申込みにあたって反社会的勢力に該当しないと断定することができない。したがって、自社内で活用する場合の参考情報となる。</p> <p>「業界団体等が蓄積する反社会的勢力に関する情報」や「グループ内での反社会的勢力に関する情報の共有」については、ここにいう「反社会的勢力に該当しない旨の情報」を含まないことを確認したい。</p> <p>&lt;理由&gt; 「反社会的勢力に該当しない旨の情報」を自社以外と共有する場合は、個人情報保護法等との関連を整理する必要がある。</p>	<p>貴見のとおり、自社の反社会的勢力対応部署が収集する「反社会的勢力に関する情報」には、「反社会的勢力に該当しない旨の情報」を含むが、「業界団体等が蓄積する反社会的勢力に関する情報」や「グループ内での反社会的勢力に関する情報の共有」については、「反社会的勢力に該当しない旨の情報」を含まない。</p>
5	II-2-1-2(2) ① III-4-1-2-2(3) III-5-1-2-2(3)	<p>「当該収集した情報と暴力追放運動推進センターや業界団体等が蓄積する反社会的勢力に関する情報をあわせて活用する体制」が求められているが、暴力追放運動推進センターの情報と業界団体等が蓄積する情報の両方を利用しなければならないということではないと解してよいか。</p> <p>&lt;理由&gt; 外部の反社会的勢力に関する情報の活用について明確にしたい。</p>	<p>業界団体等が蓄積する反社会的勢力に関する情報が暴力追放運動推進センターが蓄積する情報を包含している場合には、これに加えて暴力追放運動推進センターの情報を活用する必要はない。</p>

6	Ⅱ-2-1-2(2) ①	<p>「グループ会社との情報の共有」は、提携ローンのように自社の信用購入あっせん取引に直接的な関係を有するグループ会社や与信を行うグループの金融機関等が保有する反社会的勢力に関する情報を、自社の信用購入あっせん取引に活用することに努めるという趣旨が確認したい。</p> <p>&lt;理由&gt; 一口にグループといっても多様であり、あっせん取引に直接関連しないメーカーや販売店もあることから、「グループ会社」の範囲を明確にしたいため。</p>	<p>自社の信用購入あっせん取引について、与信を行うグループの金融機関等が主として想定される。ただし、グループ内に反社会的勢力に関する情報を統括して保有する会社がある場合には、当該会社と情報共有を図ることが望ましい。</p>
7	Ⅱ-2-1-2(2) ③	<p>株式会社整理回収機構のサービサー機能の活用に関し、できる限り早期に信用購入あっせん事業者が利用できる環境の整備をお願いしたい。</p> <p>&lt;理由&gt; 株式会社整理回収機構のサービサー機能は、反社会的勢力との取引解消を促進することが期待できるため。</p>	<p>平成26年3月28日に、株式会社整理回収機構より、「RCCのサービサー機能を活用した反社債権の買取り等について」の公表があったと承知している。引き続き関係機関と連携して環境整備に取り組んでまいりたい。</p>
8	Ⅱ-2-1-2(3)	<p>警察・暴力追放運動推進センターなどの外部機関への問い合わせでは、外部機関の照会対応に人的な制約などの限界があることから、外部機関と調整した上で、調査依頼に優先度をつけるなどの措置を取ることは認められるのか。</p> <p>&lt;理由&gt; 反社会的勢力の調査においては、警察・暴力追放運動推進センター側の制約など、あっせん業者によらない事由で、速やかな調査依頼ができないことがあり得るため。</p>	<p>「警察・暴力追放運動推進センターなどの外部機関」の人的な制約のため、調査依頼に優先度をつけることは、やむを得ない措置と認められる。</p>
9	Ⅱ-2-1-2(3)	<p>反社会的勢力であるとの疑いが生じた時の調査は、警察や暴力追放運動推進センターでの確度の高い情報により判断する必要がある。このため、経済産業省から、警察・暴力追放運動推進センターに対して、クレジット業界の反社会的勢力排除への取り組みに対する協力要請を、行政レベルで継続して行っていただきたい。</p> <p>&lt;理由&gt; 反社会的勢力であると確定するためには、暴力追放運動推進センターへの生年月日による照会や警察の調査が必要で、そのためにはこれらの機関の理解と協力が不可欠であるため。</p>	<p>御意見も踏まえ、引き続き関係機関との連携に取り組んでまいりたい。</p>
10	Ⅱ-2-1-2(3) ①	<p>通信役務契約に付随する携帯電話等のクレジット契約の取扱いにおいて、電気通信事業法と割賦販</p>	<p>参考意見として承らせていただきます。 なお、改正案のⅡ-2-1-2(3)①におい</p>

		<p>売法上の反社会的勢力への対応が併存するため、加盟店（代理店）の店頭での混乱が生じて、一般の消費者にご迷惑をかけることが懸念される。</p> <p>このため、「監督の基本方針」の運用にあたっては、消費者に対する説明（啓発）やクレジット会社及び加盟店の従業者の安全確保等への十分な配慮をお願いしたい。</p> <p>&lt;理由&gt; 携帯電話の利用契約は、電気通信事業法に基づく通信役務提供契約と割賦販売法によるクレジット契約があわせて締結される場合が少なくない。この場合において、同一商品の販売、同一役務の提供において、現金販売の場合とクレジット販売の場合での対応に大きな差異があると、店頭での対応に混乱が生じ、クレジット取引に対する信頼を損ねる恐れがあるため。</p>	<p>て、「適切な事前検証」の実施を求めるとともに、同③において、「事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力と判明した場合には... 可能な限り速やかに関係を解消」することを求めており、事前審査において、利用者が反社会的勢力に該当する疑いが生じたことをもって、一律に契約を謝絶することまでは求めていない。</p> <p>また、「クレジット会社及び加盟店の従業者の安全確保」は改正案のⅡ-2-1-2(2)②においても、「反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保」することを求めており、警察・暴力追放運動推進センターをはじめとする関係機関との連携等に取り組まれない。</p>
11	-	<p>1億総携帯電話時代に突入してもうじき10年になるが、高額な携帯電話をむやみやたらに販売するためにしばしば違法行為が行われているのも水面下で問題化している。一番の問題はこういった高度な機能のついた通信機器の販売を金融機関でない「通信会社」が行い、過剰な宣伝につられて必要もないのに高額機種を買わされてあとから冷静になって解約しようとしたら以上に高額な「違約金」に驚いてトラブルになるケースや、情報機器を必要としない「お年寄り」に電話回線が「デジタル化する」、「地上波デジタル化でアナログTVが見られなくなるからCATVや光回線のTVサービスを契約する必要がある」といった「詐欺」まで横行している。</p> <p>これは金融事業者として登録がない者が通信料金の支払を担保にした「分割払い」をさせていると見なせないだろうか。</p>	<p>今回のパブリックコメントに直接関係するものではないため、参考意見として承らせていただきます。</p>